

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整

控除・措置名	調整内容	改正前	改正後	備考
配偶者控除 扶養控除	控除対象配偶者・同一生計配偶者 及び扶養親族の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下	給与収入換算では 103万円以下で変わらず
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額要件 控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得 金額の区分を、それぞれ10万円引き上げ	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下	給与収入換算では 103万円超201万円以下 で変わらず
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下	給与収入換算では 130万円以下で変わらず
未成年者、障害者、寡婦及び ひとり親に対する非課税措置	非課税措置の合計所得要件	125万円以下	135万円以下	給与収入換算では 約204万円以下で変わらず
非課税限度額	下表参照	下表参照	下表参照	
青色申告特別控除	青色控除額要件 また、電子申告等の要件を満たした場合には、 見直し後の控除額を65万円とする特例を設ける	65万円	55万円	基礎控除との控除合計額は 98万円で変わらず
家内労働者等の事業所得等の 所得計算の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	55万円	基礎控除との控除合計額は 98万円で変わらず

均等割非課税限度額

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
合計所得金額(改正前)	315,000	819,000	1,134,000	1,449,000	1,764,000	2,079,000
合計所得金額(改正後)	415,000	919,000	1,234,000	1,549,000	1,864,000	2,179,000

改正後均等割非課税限度所得額算出式

$315,000円 \times (1 + \text{控除対象配偶者又は同一生計配偶者} + \text{扶養人数}) + 18万9千円 + 10万円$ 以下

※下線部は控除対象配偶者又は同一生計配偶者又は扶養人数が有りの場合のみ計算する

所得割非課税限度額

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
総所得金額等(改正前)	350,000	1,020,000	1,370,000	1,720,000	2,070,000	2,420,000
総所得金額等(改正後)	450,000	1,120,000	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000

改正後所得割非課税限度所得額算出式

$350,000円 \times (1 + \text{控除対象配偶者又は同一生計配偶者} + \text{扶養人数}) + 32万円 + 10万円$ 以下

※下線部は控除対象配偶者又は同一生計配偶者又は扶養人数が有りの場合のみ計算する